

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國に於ける生命保險業の首唱

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出するに能通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計するに關國際條約に就て

經濟學士 有 井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

二 「獨立財源」の意義の重要

兩稅委讓の目的として種々數へられてゐた如くであるが、少くとも其の直接的目的が地方に「獨立ノ財源」を興ふるにあつたことは次に掲ぐる如く屢々繰り返されたる政府の説明によつて明かである。即ち

「政府ハ地方自治體ニ獨立ノ財源ヲ與ヘテ其財政の基礎ヲ鞏固ニシ健全ナル發達ヲ期スルコトガ急務ナリト信ズルノデアリマス、政府ハ此目的ヲ達成スルガ爲ニ地租並ニ營業收益稅ヲ國稅ヨリ撤廢致シ云々」——(總理大臣施政方針演說中より)——一月廿三日衆議院議事速記録第三號十一頁)といひ、又

「政府ハ地方ニ獨立且ツ確實ナル財源ヲ與フル爲メ地租及營業收益稅ヲ國稅ヨリ撤廢シ地方自治團體ヲレテ地方稅トシテ土地營業ニ對シ相當ノ課稅ヲナサシメ云々」——(大藏大臣施政方針演說中より)——同上十三頁)といひ、或は又

「要スルニ今則ノ稅制整理ハ地方財政ノ現狀ニ鑑ミ地方ニ獨立且ツ確實ナル財源ヲ與ヘ、之ガ基礎ヲ鞏固ナラシメ其健全ナル發達ヲ促シ云々」——(大藏大臣ノ兩稅委讓法案に就ての説明より)——一月廿七日衆議院議事速記録第七號一〇四頁)

「獨立財源」の意義に就て

中川與之助

一 序言

第五十六議會に於て政府は所謂兩稅委讓法案を議會に提出した。法案は遂に貴族院を通過するに至らなかつたが、貴衆兩院に於けるこの法案に就ての論戰には財政學上の興味を惹くものが少くない。私はその中、茲で特に「獨立財源」の意義を問題としてみゃうと思ふ。

とか

「政府ハ即チ此狀勢ニ鑑ミマシテ昭和六年ヨリ地租及營業收益稅ヲ國稅ヨリ撤廢シテ地方團體ニ獨立且ツ確實ナル財源ヲ與ヘマシテ其財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ云々」——(內務大臣の兩稅委讓法案に就ての説明より——同上二〇六頁)

然れども政府は兩稅の委讓せらるゝ結果が、何故に又如何なる意味に於て之を地方の「獨立財源」とよぶかといふことに就いては何等積極的の説明を與へてゐない。唯併し政府によれば、兩稅委讓の結果は從來の附加稅ガ本稅ニ直ツテ市町村ニ獨立稅ガ行ク」といふことになるのであるとか、「附加稅ヲ改メテ獨立稅ニスル」のであるとか言つてゐるが、獨立稅を以て獨立財源なりといふのでは、依然として何故に之を獨立財源とよぶかの解答とはならぬのである。茲に於て獨立並に獨立財源の解釋に就て色々の説を生むに至つたのである。

三 獨立並に獨立財源の解釋

其の第一は獨立といふことを固有若くは分離と解し、従つて地方の獨立財源とは地方固有の財源のことであり若くは中央から地方へ分離 (separate) せられたる財源なりと解するのである。かくて論者は曰く

「政府ハ地租及營業收益稅ヲ地方ニ委讓スルト同時ニ第三種所得稅中ニ差別的比例稅率ヲ新設シテ居リマス、是ハ所得稅中ニ繰込マレタノデアリマスケレドモ、確ニ新設ノ設置デアルト謂ハナケレバナリマセヌ、而モ此新稅ト委讓サレタ兩稅トハ其名ハ變ツテモ、其實質ハ共ニ土地及營業ニ對スル特別所得稅ト私ハ斷定スル者デアリマス……是ハ確ニ土地及營業ニ對スル二重課稅ト見ルノガ至當デアルト考ヘルノデアリマス、隨テ今回ノ稅制整理ハ土地所得及營業所得ニ對スル課稅權ヲ中央ト地方トニ分權シタモノデアツテ、是ハ兩稅委讓ニアラズシテ實ハ兩稅ノ分權ナリト謂ハナケレバナリマセヌ、隨テ政府ハ獨立ノ財源ヲ地方ニ與ヘルノダト吹聴シテ居リマスケレドモ其中央地方共通ノ財源タルニ過ギナイノデアリマス云々」——(二月廿二日衆議院議事速記第二十號四一〇頁)。

即ち論者は地租・營業收益稅が地方に委讓せられても、中央が土地及び營業に對して實質上所得稅を課する以上、その財源は地方固有のものに非ずして中央と

の共有のものである。従つて之を地方の獨立財源なりとなすは當らぬとなすのである。

其の第二は獨立を有力若くは自立と同義に解し、従つて地方の獨立財源とは地方團體にとりての有力なる財源若くは地方團體がよりて以て經濟的に自立しうる中心的の財源なるが如く考ふるものである。例之

「一體此地方稅ヲ兩稅ノ委讓ニ依ツテドノ位地方へ御移シニナルカト云フコトヲ政府ノ御發表ナサル所ニ依ルト五千五百萬圓ト云フコトデアリマス、且ツ最近ノ地方稅六億五千萬圓ニ對シテ一割ニモ當ラナイノデアリマス、其一割ノ財源デ以テ是ガ地方費ニ對シテ獨立ノ財源ヲ與ヘルト云フコトハ言ヒウルデアリマセウカ、地方ニ於キマシテモ、斯ウ云フモノヲ獨立ト云フ名ノ下ニ仕向ケタラ實ニ困ルノデアリマス、恰モ僅カノ持參金ヲ持ツテ來タ線ガ俺ハ財産ヲ持ツテ來タノデアルト氣取ラレルト同ジコトデアル云々」——(三月二日貴族院議事速記錄第廿三號三四九頁)

とか

「試ニ只今最近ノ年度ニ於ケル我が市町村稅總額ハ何程デアルカト申スト、十二億五千萬圓ト云フノガ昭和三年ニ於ケル市町村費用ノ總額デアリマス、此總額ニ對シテ僅ニ三千八百萬圓ノ地租ヲ御分配ナサルトカ云フ事ハ、之ヲ平均的ニ考

雜錄 「獨立財源」の意義に就て

ヘテ見マスト云フト、ドウ云フ割合ニナルカト申セバ、百圓ニ對シテ僅ニ三四ノ財源ヲ與フルノデアリマス、百圓ノ生活ヲシテ居ル人ニ月三四ノ財源ヲ與ヘタガ爲ニ、財政ガ獨立ヲシ其基礎ガ堅クナツタナドトハ、是ハ以テノ外ノ御議論デアラネバナラス、又營業收益稅ニ於キマシテモ僅ニ一千六百五十萬圓ノ金ハ一府縣ニ對シテ三十五萬圓平均デアリマス、然ルニ今日府縣ノ費用ハ何程要ルカト申セバ四億五千六百萬圓ノ金ヲ要スル、一府縣平均約一千萬圓弱ノ經費ヲ年々要ル所ニ、三十五萬圓ノ財源ヲ與フルト云フコトハ是亦百圓ノ生活ヲスル人ニ三四五十錢ノ月手當ヲ與フルト云フ事ニ依テ其人ノ生活ガ安定ヲスルト仰シヤルノト少シモ變ラナイノデアリマス、況ヤ諸君、百圓ノ生活ヲ致シテ居ル人ニ新シク三圓若クハ三圓五十錢ヲ更メテ餘計ニヤルノデアルカト云フト、サウデハナイ、三圓、三圓五十錢ヲ與ヘテ其代リニ他カラ與ヘラレルモノヲ差引カレルノデアリマスカリ、月收百圓ハ少シモ動カナイノデアリマス、獨立財源ヲ與ヘテ市町村及府縣ノ財政ヲ鞏固ナラシメルト云フガ如キハ全く木ニ絲ツテ魚ヲ求ムルノ類デゴザイマス云々——(二月廿二日衆議院議事速記錄第二十號四〇二一三頁)

と論ずるが如きは此の見地に立つてゐるものである。

其の第三は獨立といふことの意義を別に論議せずして苟くも「獨立の財源」といふ以上、課稅權の獨立とい

ふことが必要にして缺くべからざる條件でなければならぬ。然るに兩稅委議法案をみれば地租を委譲せらるゝ市町村に其の課稅標準たる土地の賃貸價格に對する決定權が與へられず、其他地租・營業稅の賦課に就ても中央の監督掣肘を受くることとなつてゐる。何を以て獨立の財源なりといふやと論難するのである。即ち

「今度ハ成程名前ハ地租町村委讓、名前ハ是ハ町村委讓ト云フカラニハ、マサカニ地籍ノ事務ハ第二ト致シマシテ、地租ノ事務ハ大體ニ町村ニヤラセルト私ハ思ツテ居ル、賃貸價格ノ調査等モ町村ニヤラセルト私ハ思ツテ居ツタガ焉ゾン知ラン出來タ案ヲ見ルト云フト、最も必要ナル賃貸價格ノ決定ハ是ハ府縣内ニ調査委員會ヲ開イテ其調査委員會ノ決定ニ依ツテ府縣知事ガ決定スル、斯ウナツテ居ル、……賃貸價格ハ府縣知事ガ決定スル、而シテ荒地、免租、開墾、銀下半年期付與、其他所謂地租ノ何ト申シマセウカ、地租ヲ取ルコトノ許可、及取ラナイコトノ許可ト云フモノハ全部是ハ府縣知事ガヤル、此地籍事務ハ稅務署デヤル、斯ウナルト云フト何處ガ獨立ダ、町村會ハ唯府縣知事ガ決定シタル賃貸價格ニ對シテ、ソレニ對シテ何分ノ一トカ、十分ノ五トカラ決定スルニ過ギナイデハナイカ、サウスレバ今ノ國稅タル地租ニ對シテ地租ノ何分ノ一、何分ノ一ト云フコトヲ決定スルト何ノ變

「一月卅日衆議院議事速記録第九號一二九頁）

は、土地の賃貸價格決定權の與へられざる以上市町村の地租課稅權を獨立なりとなし難しとなすものであり、

「獨立トハ何ヲ意味スルノデアリマスカ……獨立ト云フコトハ即チ地方團體ガ自カラ自由ニ決定シ自己ガ徵收シ自己ガ總ベテノコトヲ賄ヒ自由ニ他ノ掣肘ヲ受ケナイト云フ所ニ於テ初メテ獨立ノ財源ト云フコトガ云ヘルノデアリマス、然ルニ此度地租營業收益稅ヲ委讓サレルト云フコトニ付テハ種々ナル制限ガ附イテ居リマス、私ハ獨立ト云フコトノ定義ヲ政府ニ於テハドウ云フ工合ニ御決メニナツテ居ルカ存ジマセヌガ、ドウモ是等ハ制限スルト仰セラレバ獨立デハナイノデアリマス云々」——（三月一日貴族院議事速記録第廿二號三一—一頁）

といふは苟くも獨立といふ以上、課稅上及び徵收上他からの一切の制限を排除するものならざるべからずとなすものであり

「政府ノ説明ニ依リマスレバ土地及營業ニ對スル財源ヲ地方ニ委讓シテ、此二ツノ財源ニ對シテ五千六百五十萬圓ダケニ制限シテ課稅ヲ許ス積リデアルト云フコトヲ申シテ居リマ

ス……而モ此度ハ兩稅ヲ地方ノ獨立ナル財源トシテ委ス讓ルト云フノデアリマスカラ、政府トシテ左様ナ嚴重ナ制限ヲスルト云フコトハ抑々其委讓ノ精神ニ反スルコトニナルノデアリマス云々」——(二月八日貴族院議事速記録第十一號一二頁)

は、特に稅率に對する中央の制限の存する點からみて、以て地方の獨立財源に非ずと論ずるものである。

さて右に述べたる獨立若しくは獨立財源の意義に就いての議論は主として議會に於ける政府の反對黨からなされたものであるが、次に之に對する政府若しくは與黨の反駁論を檢しやう。

第一の解釋に對して之を反駁する者は曰く、論者は地租・營業收益稅を地方に委讓したる後と雖も土地營業に對して中央が實質上特別所得稅を課するのであるから、其の財源は全く地方固有のものにあるに非ずして中央と地方の共有である。何を以て地方の獨立財源なりやといふと雖も地租・營業收益稅は物稅であり特別所得稅は人稅である。物稅としての地租營業收益稅の財源は全く地方に委讓せらるゝのである。人稅と物

稅の區別を無視して兩稅の完全なる委讓に非ずと論難するは當らずとなすのである。即ち

「……君ハ今度新設セラレタ所ノ比例稅ト云フモノト、地方ニ委讓スル所ノ營業稅ト地租ト云フモノハ、是ハ名義ハ違フガ實質ハ同ジダト斯ウ云フコトヲ言ハレルノデアリマスルガ、吾々共ハ此人稅ト物稅、是ハ私ガ中上アル迄モナク苟モ此問題ヲ論議サレル方ハ、斯様ナコトヲ申ス必要ハナイト思ヒマスルガ、此度ノ比例稅ハ何ト云フテモ是ハ人稅デアリマス、地方ニ委讓サル所ノ地租營業稅ハ物稅タルコトハ明デアアル、其物稅ト人稅トヲ混同シテサウシテ是ハ分割委讓ニ非ズト斷ズルガ如キハ是ハ妄斷モ甚シイト私ハ信ズルノデアリマス云々」——(二月廿三日衆議院議事速記録第廿號四一三頁)

と論じてゐる。尙論者は此際の獨立財源とは「獨立ノ稅種ヲ地方ニ委讓シテ、サウシテ獨立ノ稅種ヲ配スルコト」——同上四一四頁——であるといつてゐる。

第二の解釋即ち獨立の財源を有力なる財源の如く解するものに對する直接の反駁論は殆どみつからぬ。

第三の解釋即ち苟くも獨立財源といふ以上は課稅權の獨立を前提とせなければならぬ。然るに兩稅委讓法案に據れば、a)市町村に貸賃價格の決定權が與へられてゐないと論難する。に對して政府は

「例へば市町村税トシテノ地租ニ付テハ貨賃價格ハ府縣知事ガ決定スル、サウシテソレニ對シテ課税スルノデアルカラシテ少シモ獨立デハナイ、ソレカラ又財政ノ基礎モ上カラ制限ヲ加ヘラレルカラ、財政ノ基礎モ鞏固ニナラヌデハナイカ、斯ウ云フ御尋デアリマシタガ、是ハ府縣決定シマスルノハ、府縣ノ府縣費タル地租ノ分賦税ヲ課税致シマスル此權衡上カラ致スノデアリマシテ、大體ニ於キマシテハ市町村テ調査シタモノヲ全縣下ヲ見渡シテ縣知事ガ決定スルノデアリマス、調査事務モ大體ニ於テ市町村ガヤル、唯課税ノ全縣下ノ權衡上ノ決定ダケハ、府縣知事ガヤルコトニナツテ居ルノデゴザイマス、是ガ爲ニ地租其モノ、獨立ノ財源タル性質ヲ失ハヌト思フノデアリマス」——二月卅日衆議院議事速記錄第九號一三一頁

と駁し、(b)兩稅委讓後も課税上種々中央から制限を受けるではないかといふに對しては

「ソレカラ獨立ト云フコトヲ云フケレドモ、地方ニヤツタ後ニ於キマシテ之ニ對シテ制限ヲ加ヘル、又上級官廳ヨリ監督ヲ加ヘルト云フノデアルカラシテ獨立デナイヂヤナイカト斯ウ言ハレテ居ルノデアリマスガ、固ヨリドノ税デモ相當ノ監督ヲ加ヘナケレバナリマセヌ、現在ノ制度ニ於キマシテモ只今ノ税ニ對シテ相當監督ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、貨賃價格ヲ決メルニ付キマシテモ之ニ對スル基準ハ與ヘナケレバナフヌ、又制限ニ付キマシテモ相當ノ制限ヲ加ヘルコトハ當

然デアリマス、只附加稅主義デ出來テ居リマスル地方稅ヲ、之ニ對シテ獨立ト本稅ヲ與ヘル、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ獨立稅ト申ス次第デアリマス」——(三月一日貴族院議事速記錄第廿二號三一四頁)と言つてゐる。

兩稅委讓法案の討議にあらはれた獨立及獨立財源の意義に關する諸説は略々右の如くに分類せられる。以下私はこれら諸説を批判してみやうと思ふ。

五 諸説の批判

「獨立財源」に就ての第二の解釋即ち「獨立財源」を有力なる財源若くは獨自に財政を支持しうるに足る財源なるが如く解するは、少くとも獨立といふ語の普通の用法に従ふ限り、それは觀念上の混同であらう。唯かくの如き混同を生ぜしむるに至つた理由は、政府の説明中地方に「有力ナル財源」を與へることが兩稅委讓の目的であるとか、地方に「有力ナル獨立ノ財源」を缺くことが地方稅負擔の過重なる所以であるとか述べられるに由つたのであらうが、今は姑く之を問題の外に

し、以下専ら批判の重點を「獨立財源」といふことの第一・第三の解釋及びその駁論にふくこととする。

「獨立財源」に就ての第一の解釋即ち「獨立財源」を固有の財源若くは中央から分離されたる財源なりと解するは法案の趣旨よりみて正當なる根據を有する。蓋し法案に據れば兩税が中央から地方へ委讓されるのである。詳言すれば從來地租・營業收益税に就ては中央が本税を而して地方はその附加税を課徴してゐた。即ち同一の税源が中央と地方との二つの目的に使用若くは利用されてゐたのであるが、今やその税源が分離せられて、専ら地方の固有の税源となるのである。故に地方の「獨立財源」を地方固有の財源なりと解するは法案の趣旨に照して之を拒むことを得ぬであらう。唯かくの如き解釋を許すとして茲に一つの問題がある。即ち一論者は地租及營業收益税が地方に委讓せらるゝと雖も、中央が新に土地・營業に對して實質上の特別所得税を賦課するとすれば、決してそれを以て地方固有の財源なりとなし難しとなし、他の論者は地租・營業收

益税は物税であり所得税は人税である。物税としての地租・營業收益税の税源は地方に完全に委讓されるのである。委讓の對象は「税種」であつて「税額」ではない。この際人税と物税とを混同するが如きは誤れりとなすのである。即ち前者は委讓せらるゝ兩税そのものが地方の獨立財源となるのであると解し、後者は苟くも獨立財源といふ以上は課税物件——此場合は土地及び營業——を固有獨占するものでなければならぬと解する。従つて又獨立財源とは前者に於ては固有の税種を指し後者に於ては固有の課税物件を爲すのである。

思ふにかくの如き異論を生ずるに至れるは、兩税委讓の意義が税種の分離であるのか、或は又税源そのもの、分離であるかど、政府の説明によりて明にされざるに由る。若し委讓が單に税種の分離を意味するに止まるとせば、土地營業に對して地方が物税を而して中央が人税を課徴するも敢て委讓の意義に反せず、物税としての兩税が地方固有の財源なりとなすは差支ない。乍併、委讓が税源そのものゝ分離であるとすれ

は、土地營業に對して中央が所得税を課するは委譲の意義に反し、それを以て地方固有の財源なりとなし難いであらう。

(註一) 財源の分離と税種の分離とは學者によりて區別されてゐる。ニユウカマー氏は前者を The Segregation of source とし、中央と地方とが全然その財源を分つ場合を指し、後者を pure Separation としつて、例へば同一の税源であつても税種の異なる場合を指してゐる。セリグマン氏亦廣義の分離 (Separation) を The Segregation of source と The division of Yield とに分ち、前者を以て中央と地方とに利用せらるゝ財源の全く異なる場合をさしてゐる。²⁾

「獨立財源」を固有財源なりと解するに就て今一つ注意せらるべき問題がある。夫はやゝもすれば獨立税と固有税の概念の混同せらるゝことである、例へば地租が委譲せられて市町村の獨立税となるといふことは、乃ち市町村の固有税となり固有の財源となることであると斷するが如きは之である。嘗て吾人の述べたる如く、³⁾ 獨立税は附加税に對する言葉であり、固有税は共有税に對すべきものである。前者はある課税權主體が其

自身獨立して課しうるや或は他の課税權主體の税に附加して課せらるゝやの區別であり、後者は一定の税源をある課税權主體が獨占するか或は他の課税權主體と共同に利用するかによる區別である。従つて府縣の獨立税と雖もそれに對して市町村の附加税が課せらるゝ場合は、府縣の獨立税であつても固有税ではない。かくの如き見地に立つて兩税委譲法案をみるに、地租は市町村の獨立税となるが更に府縣は土地の賃貸價格を標準として府縣費を分賦することゝなつてゐる。名は府縣費分賦と雖もその實質は地租と異らぬ。即ち土地は市町村地租並びに府縣費分賦の共同の税源である。されば地租を市町村の獨立税なりとしても市町村の固有税なりとなし難く又固有の財源なりともなすをえぬのである。

第三の解釋即ち「獨立財源」の獨立とは、課税權の獨立を意味せざるべからずとなす解釋に就いては、政府も亦之を拒否してゐないことは、その答辯によりても明であるが、唯その獨立なりとなす解釋に相違がある。

- 1) Mabel Newcomer; Separation of state and local revenues in the U. S. p. 12.
- 2) Seligman; Essays in Taxation. p. 365.
- 3) 經濟論叢第廿六卷第六號、中央地方財政に於ける租税配分

抑も統治團體の課税上の権利はヘンゼルのいふ如く客體權 (Objekts-hoheit) と收納權 (Ertrags-hoheit) に分つて考へるを要する (註二)。客體權とはある課税對象 (einem steuerlich erfassbaren Gegenstand) (所得・財産・遺産・營養或は享樂手段等) (若くは法律關係 (Rechtsverhältnis) (貨物輸入・輸出・賣却・土地所有權の移動等) に対して、ある公課を課しえ、而もその公課に就ての高さ・徵收方法・評價標準等を一一構成しうる場合の權利をいふ。而してその場合その公課の收入が自己のものとなるか他の財政に流れ入るかは全く關係がない。又、收納權とはある公課の收入 (Einkommen) を受納しうる權利であつて、それは自己の課したものであるか、他の財政權によりて課せられたるものであるかはとは全く關係がないのである。

(註二) シェンファーもヘンゼルの説をとつて國家公共團體の財政權を Objekts-hoheit と Ertrags-hoheit に分つてゐるが、尙又彼は前者を Objekts-kompetenz 後者を Ertrags-kompetenz と考へてゐる。ミルトも課税權

雜 錄 「獨立財源」の意義に就て

の人に對する法律關係を租稅債務關係 (Steuerschuldverhältnis) とし、それを分つて、公課の形成 (Die Ausgestaltung einer Abgabe) と收入の受納 (Die Zuehung der Erträge daraus) とに分ち、前者を Objekts-hoheit と名づけ、ある人ある對象或はある法律關係にある公課を課しえ、而してその公課を一一形成しうる場合は、その收入が自己の手に入ると他の手にいるとを問はず Finanzobjekts-hoheit を有するといふと考へてゐる。

ヘンゼルの所謂客體權は租稅客體に對する權利を指し先づ形式上の課税權とみて差支ないであらう。さて一定の財源に對する權力關係をかくの如くに分つて考ふる場合に、「獨立財源」といふ語には租稅客體權即ち形式上の課税權の獨立と、收納權の獨立とが考へえらるゝのである。嚴密なる意味に於て客體權若くは課税權の獨立といふ以上、租稅構成上他の一切の支配射財を排除するものでなければならぬ。又收納權の獨立といふ以上、その稅收入の受納に當つて何等他の制限をうけぬものでなければならぬ。今此の見地に立つて兩稅委議法案をみるに、地租に就てはその課税標準たる

第二十九卷 六一三 第四號 一四一

- 4) Hensel; Der Finanzausgleich im Bundesstaat. § 20.
- 5) Schäffer; Zum Finanzausgleich (Annalen, des Deutschen Reichs. S. 12-14.
- 6) Mirbt; Grundriss des deutschen und Preussischen Steuerrechts. S. 35.

土地の賃貸價格の決定をはじめ稅率の決定等に就て、決して、獨立の租稅構成權を認められてゐるとなし難い。政府が府縣知事に賃貸價格の決定權を與ふるは府縣費分賦に公平を保つ必要上であるとか、調査事務は大體に於て町市村がやるとかいつてゐるが、何れも以て課稅權の獨立を裏書することとはならぬであらう。

唯地租營業稅の稅收入の收納權のみは完全に地方に許されてゐて、その收入の一部を中央に讓與すべきが如き義務を負はされてゐない。故に「獨立財源」の義を法律關係から解釋せんとせば、客體權の獨立は之を認むるをえず、僅かに收納權の獨立を認めうるのみである。

五 結 言

以上述べたる所によりてみる如く「獨立財源」の意義は極めて多義であり且つ不明確である。或る場合は固有の財源を意味する如く、或る場合は課稅權獨立の財源を指す如くも考へられる。かくて徒らに人をして獨

立の意義の何たるかを知るに苦ましむるに至つたのであるが、思ふにかくの如き場合に、稅源配分の問題とその稅源に對する行政關係とは截然區別すべきである。ある稅源が地方固有のものとなつても、それに對する課稅權は必ずしも獨立自由であると限らない。之に反してある稅源が二つ以上の權力團體に共有せられてゐてもそれに對する課稅權の全然獨立自由なる場合をも考へうるであらう。兩稅委讓法案の趣旨に據れば兩稅が地方固有の財源となるは明である。乍併それに対する行政關係では中央から種々の制限をうけてゐる。唯從來の附加稅として地方の地租營業收益稅に於けるよりも、委讓されたる後に於ける地方獨立稅としての地租・營業稅に對する實質上の權限は大となるであらうが、これは程度の問題であり量の問題である。獨立若くは自由と制限とは量の問題でなく質の問題である。されば實質上の權限が擴大せられたりと雖も以て獨立といふをえないであらう。(四、七、二八)